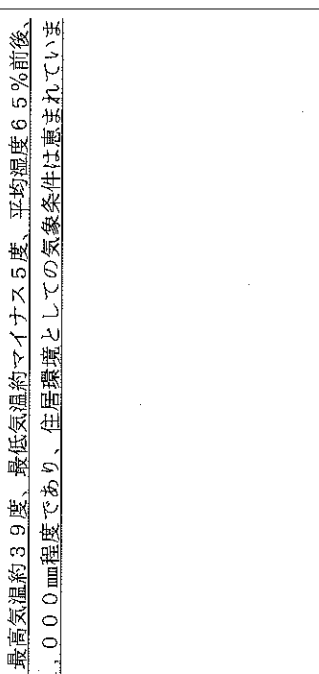


資料 2

川西市国民保護計画 新旧対照表

頁	修正前	修正後	根拠
1	<p>第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等</p> <p>1 計画作成にあたっての基本的考え方</p> <p>平成元年に制定された非核平和都市宣言の冒頭に掲げているとおり、世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。 本市においては、この宣言の趣旨に基づいた平和意識の高揚や啓発事業として、平和記念式典に参列するための「市民平和パス」や「かわにし人権・平和展」の開催などを実施するとともに、諸外国が行う「核実験」について抗議文を送付してきました。これらの取組はこれからも続けていかねばならず、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であることは言うまでもありません。</p>	<p>第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等</p> <p>1 計画作成にあたっての基本的考え方</p> <p>平成元年に制定された非核平和都市宣言の冒頭に掲げているとおり、世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。 本市においては、この宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識の高揚を図るため、<u>広島市の平和祈念式典に参列するための「折り鶴平和大使」派遣事業や「かわにし人権・平和展」などを実施しています。また、諸外国が「核実験」を行ったときには、その都度、抗議文を実施国に送付する取り組みも行ってきました。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
10	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気象</p> <p>本市は、瀬戸内海性気候に属しており、年間を通して温暖な地帯にあり、年平均気温は1.6度前後、最高気温約3.9度、最低気温約マイナス5度、平均湿度6.5%前後、降水量は年間約1,000mm程度であり、住居環境としての気象条件は恵まれています。</p>	<p>第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気象</p> <p>本市は、瀬戸内気候区に属しています。市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果及び、本市における年間降水量は、約1,400mm前後、年間平均気温は、15.9℃となっています。</p>	<p>神戸地方気象台の「兵庫県の地勢・気候」より消防本部の気象年報（平成24年～28年の1月～12月）のデータより、月平均の降水量と気温を追跡。</p>  <p>川西市の降水量及び平均気温</p> <p>出典：市消防本部気象年報平成23年～平成28年の5箇年の月別平均値。</p>

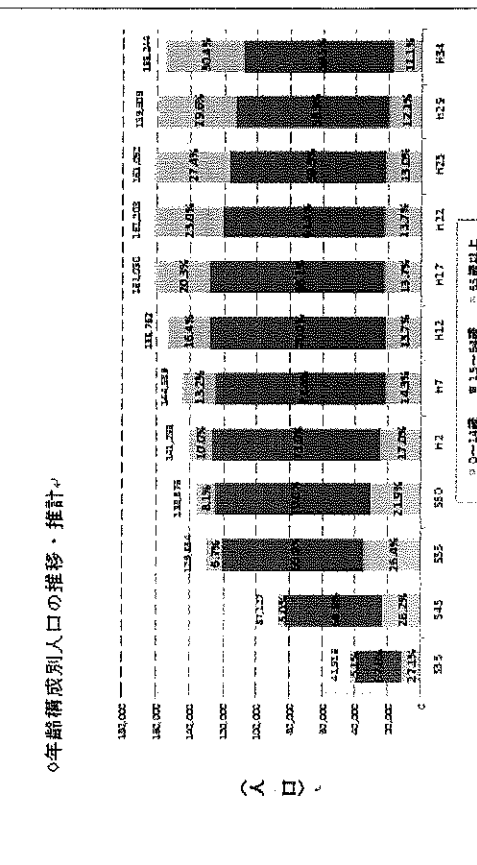
修正前

第1編 総論
第4章 市の地理的、社会的特徴

3 人口

本市の人口は、昭和40年代前半から大型団地の開発等により急激に増加し、その後、昭和50年代後半から人口の増加は緩やかになっています。平成16年には、市内人口総数は16万人を超え、人口密度は約3,000人となっています。

また、年齢区分別構成では15歳未満の若年者の割合が低下し、これに対して65歳以上の高齢者の割合は増加しており、今後とも高齢化が進行していくものと思われます。



修正後

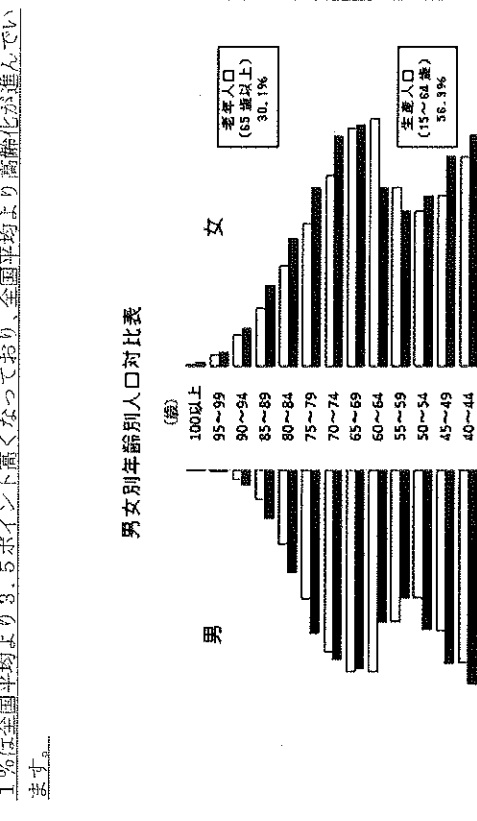
第1編 総論
第4章 市の地理的、社会的特徴

3 人口

平成27年の国勢調査で本市の人口は、156,375人となっており、人口密度は、1平方キロメートル当たり約2,950人となっています。

人口を年齢別にみると、15歳未満が総人口に占める割合は13.0%、15～64歳の人口は56.9%、65歳以上は30.1%となっており、老年人口が年少人口を上回っています。

国勢調査における65歳以上の割合は、全国平均は26.6%であり、本市の30.1%は全国平均より3.5ポイント高くなっており、全国平均より高齢化が進んでいます。



根拠

総務省統計局
平成22年及び平成27年国勢調査結果

頁	修正前	修正後	根拠																				
17	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等 (2) 武力攻撃事態の類型 (略)</p> <table border="1" data-bbox="383 515 574 1097"> <thead> <tr> <th>事態の類型</th> <th>特徴、留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ゲリラや特殊部隊による攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市域を越える避難は県及び国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待つて対応することを基本とする。</p> <p>このため、平常から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。</p>	事態の類型	特徴、留意点	着上陸侵攻	(略)	ゲリラや特殊部隊による攻撃	(略)	弾道ミサイル攻撃	(略)	航空攻撃	(略)	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等 (2) 武力攻撃事態の類型 (略)</p> <table border="1" data-bbox="383 515 574 1097"> <thead> <tr> <th>事態の類型</th> <th>特徴、留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ゲリラや特殊部隊による攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市域を越える避難は県及び国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待つて対応することを基本とする。</p> <p>このため、平常から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。</p>	事態の類型	特徴、留意点	着上陸侵攻	(略)	ゲリラや特殊部隊による攻撃	(略)	弾道ミサイル攻撃	(略)	航空攻撃	(略)	<p>県国民保護計画 30P</p>
事態の類型	特徴、留意点																						
着上陸侵攻	(略)																						
ゲリラや特殊部隊による攻撃	(略)																						
弾道ミサイル攻撃	(略)																						
航空攻撃	(略)																						
事態の類型	特徴、留意点																						
着上陸侵攻	(略)																						
ゲリラや特殊部隊による攻撃	(略)																						
弾道ミサイル攻撃	(略)																						
航空攻撃	(略)																						
19	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等 (3) NBC攻撃の場合の対応</p> <table border="1" data-bbox="1037 515 1244 1097"> <thead> <tr> <th>攻撃の種類 核兵器等</th> <th>特徴、留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難区域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	攻撃の種類 核兵器等	特徴、留意点		<p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難区域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略) 	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態等 (3) NBC攻撃の場合の対応</p> <table border="1" data-bbox="1037 515 1244 1097"> <thead> <tr> <th>攻撃の種類 核兵器等</th> <th>特徴、留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	攻撃の種類 核兵器等	特徴、留意点		<p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略) 	<p>県国民保護計画 の修正 32P (平成28年8月 24日修正) 武力攻撃原子力 災害時等の避難 に係る事項の追 加</p>												
攻撃の種類 核兵器等	特徴、留意点																						
	<p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難区域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略) 																						
攻撃の種類 核兵器等	特徴、留意点																						
	<p>【想定される主な被害】 (略)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 (略) 																						

頁	修正前	修正後	根拠
20	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 緊急対処事態の定義 事態対処法第2.5条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりです。</p>	<p>第1編 総論 第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 緊急対処事態の定義 事態対処法第2.2条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりです。</p>	<p>県国民保護計画の修正 32P (平成28年8月24日修正) 平和安全法制の整備による事態対処法の名称変更に伴うもの</p>
26	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定(地方)公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携 市は事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関ととも、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会との連絡体制を確認し連携を図るものとします。 また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定(地方)公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携 市は<u>武力攻撃事態等</u>発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関ととも、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会との連絡体制を確認し連携を図るものとします。 また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。</p>	<p>語句修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
26	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	新たに協定を締結したため追加
27	第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備	第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備	
4	指定(地方)公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等 市は、関係機関及び市内事業所から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図るものとします。	指定(地方)公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等 市は、関係機関及び市内事業所から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図るものとします。	
	【防災に係る応援協定一覧】(広域応援協定は除く)	【防災に係る応援協定一覧】(広域応援協定は除く)	
	協定名称	協定名称	相手方
	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	尾崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町
	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町
	災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	兵庫県香取市
	災害時における応急対策業務に関する協定書	災害時における応急対策業務に関する協定書	神奈川県相模原市
	災害時における応急対策業務の供給に関する協定	災害時における応急対策業務の供給に関する協定	川西市消防事業協同組合
	緊急時における応急対策業務に関する協定	緊急時における応急対策業務に関する協定	川西市水道工業協同組合
	災害救助犬の出動に関する協定書	災害救助犬の出動に関する協定書	株式会社ダイエー
	災害時における応急対策業務に関する協定書	災害時における応急対策業務に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レスキュー協会
	災害時における応急対策業務に関する協定	災害時における応急対策業務に関する協定	川西市道園組合
	災害時における緊急対策業務に関する協定	災害時における緊急対策業務に関する協定	一般社団法人近畿まちづくり協会
	川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	川西市測量業協会 公益社団法人隊友会
	緊急時におけるプロパンガス等の確保に関する協定	緊急時におけるプロパンガス等の確保に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北摂支部川西地区会 兵庫県エルピーガス協会北摂支部川辺地区会
	緊急時におけるタンクローリー等の確保に関する協定	緊急時におけるタンクローリー等の確保に関する協定	セツンカー(株)
	災害時における廃棄物処理等に関する応援協定	災害時における廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合

頁	修正前	修正後	根拠
29	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第3節 市民に期待される取組等</p> <p>2 市民との連携・支援 (1) 市民との連携 市は、県と協力しながら、市民に対し共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、地域における自主的な活動への支援に努めます。また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、<u>社会福祉協議会、商工会等の団体等との連携に努めます。</u></p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第3節 市民に期待される取組等</p> <p>2 市民との連携・支援 (1) 市民との連携 市は、県と協力しながら、市民に対し共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、地域における自主的な活動への支援に努めます。また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、<u>社会福祉協議会、商工会等の団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努めます。</u></p>	<p>県国民保護計画 44P</p>
39	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎資料を準備します。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の準備 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎的資料を準備します。</p>	<p>語句修正</p>
41	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 (略)</p> <p>○ 輸送力に関する情報 ①保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員 ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など</p> <p>○ 輸送施設に関する情報 ①道路（路線名、起点、終点、車線数、管理者の連絡先など） ②鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など） ③港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など） ④飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など） ⑤ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 (略)</p> <p>○ 輸送力に関する情報 ①保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、航空機等）の数、定員 ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など</p> <p>○ 輸送施設に関する情報 ①道路（路線名、起点、終点、車線数、管理者の連絡先など） ②鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など） ③港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など） ④飛行場（飛行場名、滑走路長・本数、管理者の連絡先など） ⑤ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）</p>	<p>語句修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																																																								
42	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとします。</p> <p>【市内ヘリコプター臨時離着陸場適地】</p> <table border="1" data-bbox="470 436 734 1176"> <tr><td>番号</td><td>059</td><td>326</td><td>334</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>東久代1-14</td><td>国崎字小路13</td><td>出在家町23-5</td></tr> <tr><td>名称</td><td>東久代運動公園</td><td>国崎カマツカ多目的広場</td><td>猪名川河川防災ステーション</td></tr> <tr><td>管理者</td><td>川西市長</td><td>川西市長</td><td>川西市長</td></tr> <tr><td>連絡先</td><td>072-740-0111</td><td>072-759-0119</td><td>072-740-1145</td></tr> <tr><td>最大対応機種</td><td>川崎 CH-47J</td><td>川崎 CH-47J</td><td>AS332LL</td></tr> <tr><td>敷地の広さ (延長×幅)</td><td>600m×150m</td><td>110m×72m</td><td>27m×25m</td></tr> </table>	番号	059	326	334	所在地	東久代1-14	国崎字小路13	出在家町23-5	名称	東久代運動公園	国崎カマツカ多目的広場	猪名川河川防災ステーション	管理者	川西市長	川西市長	川西市長	連絡先	072-740-0111	072-759-0119	072-740-1145	最大対応機種	川崎 CH-47J	川崎 CH-47J	AS332LL	敷地の広さ (延長×幅)	600m×150m	110m×72m	27m×25m	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとします。</p> <p>【市内ヘリコプター臨時離着陸場適地】</p> <table border="1" data-bbox="470 436 734 1176"> <tr><td>番号</td><td>059</td><td>326</td><td>334</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>東久代1-14</td><td>国崎字小路13</td><td>出在家町23-5</td></tr> <tr><td>名称</td><td>東久代運動公園</td><td>国崎カマツカ多目的広場</td><td>猪名川河川防災ステーション</td></tr> <tr><td>管理者</td><td>川西市長</td><td>川西市長</td><td>川西市長</td></tr> <tr><td>連絡先</td><td>072-740-0111</td><td>072-759-0119</td><td>072-740-1145</td></tr> <tr><td>最大対応機種</td><td>川崎 CH-47J</td><td>川崎 CH-47J</td><td>AS332LL</td></tr> <tr><td>敷地の広さ (延長×幅)</td><td>600m×150m</td><td>110m×72m</td><td>27m×25m</td></tr> </table> <p>東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションは、大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用します。 ※東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションの使用にあたっては、大阪空港事務所との協議が必要。</p>	番号	059	326	334	所在地	東久代1-14	国崎字小路13	出在家町23-5	名称	東久代運動公園	国崎カマツカ多目的広場	猪名川河川防災ステーション	管理者	川西市長	川西市長	川西市長	連絡先	072-740-0111	072-759-0119	072-740-1145	最大対応機種	川崎 CH-47J	川崎 CH-47J	AS332LL	敷地の広さ (延長×幅)	600m×150m	110m×72m	27m×25m	<p>県地域防災計画 (資料編)平成27 年修正 P.43</p>
番号	059	326	334																																																								
所在地	東久代1-14	国崎字小路13	出在家町23-5																																																								
名称	東久代運動公園	国崎カマツカ多目的広場	猪名川河川防災ステーション																																																								
管理者	川西市長	川西市長	川西市長																																																								
連絡先	072-740-0111	072-759-0119	072-740-1145																																																								
最大対応機種	川崎 CH-47J	川崎 CH-47J	AS332LL																																																								
敷地の広さ (延長×幅)	600m×150m	110m×72m	27m×25m																																																								
番号	059	326	334																																																								
所在地	東久代1-14	国崎字小路13	出在家町23-5																																																								
名称	東久代運動公園	国崎カマツカ多目的広場	猪名川河川防災ステーション																																																								
管理者	川西市長	川西市長	川西市長																																																								
連絡先	072-740-0111	072-759-0119	072-740-1145																																																								
最大対応機種	川崎 CH-47J	川崎 CH-47J	AS332LL																																																								
敷地の広さ (延長×幅)	600m×150m	110m×72m	27m×25m																																																								
43	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>7 医療体制の整備</p> <p>市は、民間の医療機関を含む区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受入れ、被災患者の受入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図るものとします。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>7 医療体制の整備</p> <p>市は、災害医療コーディネーター、救急告示病院等と調整しながら、民間の医療機関を含む区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受入れ、被災患者の受入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図るものとします。</p>	<p>関係機関の意見 に基づく修正</p>																																																								

頁	修正前	修正後	根拠
44	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>8 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備することとします。 また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとします。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>8 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の定義(法102-1) <u>生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であつて、政令で定められているものをいう。</u> ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある<u>と認められるもの(発電所、浄水施設等)</u> ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある<u>と認められる施設(危険物等の貯蔵施設等)</u> (2) 生活関連等施設の把握等 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備することとします。 また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとします。</p>	<p>県国民保護計画 66P</p>

頁	修正前	修正後	根拠																								
58	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	平成29年度の機																								
59	第2章 市対策本部の設置等	第2章 市対策本部の設置等	構改革による変																								
60	1 市対策本部の設置	1 市対策本部の設置	更																								
61	(3) 市対策本部の組織構成及び機能	(3) 市対策本部の組織構成及び機能																									
	ウ 対策本部各部の構成及び事務分掌 (地区対策部は別記)	ウ 対策本部各部の構成及び事務分掌 (地区対策部は別記)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> <th>担当行政組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区対策総括部(市民生活部長)</td> <td>庶務班</td> <td>1 本報及び各地区対策部との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち避難所にかかる事務処理及び炊き出しその他食品の給与、衣服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 4 市内商工業者の被害調査に関すること。</td> <td>市民生活部 総合政策部 総務部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 企画課 教育推進部 選挙管理委員会事務局 防災委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>※各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部をおく。</td> <td>地区対策部 ・南 ・中央 ・明峰 ・多田 地区対策部 ・藤台 地区対策部 ・市和台 地区対策部 ・けやき坂 地区対策部 ・東谷 地区対策部 ・北段 地区対策部</td> <td>地区における避難人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 部内各班との連絡調整に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地区対策部 担部員</td> <td>1 地区における初期の要請の被害の概算を調査すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地区対策部 避難所支援班</td> <td>1 避難所の設置及び撤収に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 避難者の支援に関すること。 4 その他避難所に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉部(健康福祉部長)</td> <td>福祉部(略)</td> <td>健康福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	事務分掌	担当行政組織	地区対策総括部(市民生活部長)	庶務班	1 本報及び各地区対策部との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち避難所にかかる事務処理及び炊き出しその他食品の給与、衣服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 4 市内商工業者の被害調査に関すること。	市民生活部 総合政策部 総務部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 企画課 教育推進部 選挙管理委員会事務局 防災委員会事務局	※各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部をおく。	地区対策部 ・南 ・中央 ・明峰 ・多田 地区対策部 ・藤台 地区対策部 ・市和台 地区対策部 ・けやき坂 地区対策部 ・東谷 地区対策部 ・北段 地区対策部	地区における避難人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 部内各班との連絡調整に関すること。			地区対策部 担部員	1 地区における初期の要請の被害の概算を調査すること。			地区対策部 避難所支援班	1 避難所の設置及び撤収に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 避難者の支援に関すること。 4 その他避難所に関すること。			福祉部(健康福祉部長)	福祉部(略)	健康福祉部		
部名	班名	事務分掌	担当行政組織																								
地区対策総括部(市民生活部長)	庶務班	1 本報及び各地区対策部との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち避難所にかかる事務処理及び炊き出しその他食品の給与、衣服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 4 市内商工業者の被害調査に関すること。	市民生活部 総合政策部 総務部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 会計課 企画課 教育推進部 選挙管理委員会事務局 防災委員会事務局																								
※各地区には地区対策総括部長が指名する地区対策部をおく。	地区対策部 ・南 ・中央 ・明峰 ・多田 地区対策部 ・藤台 地区対策部 ・市和台 地区対策部 ・けやき坂 地区対策部 ・東谷 地区対策部 ・北段 地区対策部	地区における避難人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 部内各班との連絡調整に関すること。																									
	地区対策部 担部員	1 地区における初期の要請の被害の概算を調査すること。																									
	地区対策部 避難所支援班	1 避難所の設置及び撤収に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 避難者の支援に関すること。 4 その他避難所に関すること。																									
	福祉部(健康福祉部長)	福祉部(略)	健康福祉部																								

<p>避難部 (市民生活部長)</p>	<p>庶務班</p>	<p>(別添)</p>			
<p>避難部 (市民生活部長)</p>	<p>庶務班</p>	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 県教育委員会等関係機関への報告に関する事 3 教育施設の使用に関する事 4 部内の庶務に基づく学習用品の給与にかか 5 災害救助法に基づく学習用品の給与にかか る事</p>	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2 県教育委員会等関係機関への報告に関する事 3 教育施設の使用に関する事 4 部内の庶務に基づく学習用品の給与にかか 5 災害救助法に基づく学習用品の給与にかか る事</p>	<p>市民生活部</p>	<p>教育推進部 ことども未来部 教育推進部</p>
<p>教育部 (教育推進部長)</p>	<p>指導班</p>	<p>1 非常時における教育機関の運営その他指 2 教職員、児童生徒の被害調査に関する事 3 災害救助法に基づく、学習用品の給与を行 4 (被災物資の配分を除く)</p>	<p>1 非常時における教育機関の運営その他指 2 教職員、児童生徒の被害調査に関する事 3 災害救助法に基づく、学習用品の給与を行 4 (被災物資の配分を除く)</p>	<p>教育部 (教育推進部長)</p>	<p>市議会事務局 ことども未来部 教育推進部</p>
<p>応援部 (市議会事務局長)</p>	<p>応援班</p>	<p>1 他部の応援に関する事</p>	<p>1 他部の応援に関する事</p>	<p>市議会事務局 ことども未来部 教育推進部</p>	<p>市議会事務局 ことども未来部 教育推進部</p>

※ 表中()内は行政組織による職名

※ 運営については、川西市災害対策本部要綱で定めるところにより実施。
※ 各部署は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うこととします。

※ 運営については、川西市国民保護対策本部要綱で定めるところとします。
※ 各部署は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うこととします。

修正前

第3編 武力攻撃事態等への対処
第2章 市対策本部の設置等

- 1 市対策本部の設置
(5) 地区対策部の設置

【地区対策部の構成及び事務分掌】

部名	班名	所掌事務	担当行政組織
地区対策 総括部 (キセラ 川西整備 部)	庶務班	1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関すること。 2 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 市内各班との連絡調整に関すること。	キセラ川西整備部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 ことども未来部 教育推進部
	南地区対策部	1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。	
	中央地区対策部	1 避難所の設置及び撤収に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 避難者の支援に関すること。 4 その他避難所に関すること。	
	明成地区対策部		

修正後

第3編 武力攻撃事態等への対処
第2章 市対策本部の設置等

- 1 市対策本部の設置
(5) 地区対策部の設置

【地区対策部の構成及び事務分掌】

部名	班名	所掌事務	担当行政組織
地区対策 総括部 (市民生活 部)	庶務班	1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助のうち避難所にかかわる事務処理及び炊き出しその他必需品の採集、搬送、発注その他の生活必需品の給与又は貸与にかかわる事務処理に関すること。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 4 市内新工業者の被害調査に関すること。	市民生活部 総合政策部 総務部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 ことども未来部 教育推進部 選挙管理委員会 生涯学習部 監査委員会 支庁監査
	南地区対策部	1 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 市内各班との連絡調整に関すること。	
	中央地区対策部	1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。 2 避難所の設置及び撤収に関すること。 3 避難者の誘導に関すること。 4 その他避難所に関すること。	
	明成地区対策部		

根拠

平成29年度の機構改革による変更

頁	修正前	修正後	根拠																											
64	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等</p> <p>2 職員の動員の実施 (1) 職員の動員体制 (略)</p> <p>【配備の種類及び発令基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>発令基準</th> <th>配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号 配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要とき ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるとき ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要とき </td> <td>各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号 配備</td> <td>市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げるための対応が必要とき</td> <td>所属人員全員を配備し、応急対策にあたる体制</td> </tr> <tr> <td>特別配備</td> <td>武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき</td> <td>部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	発令基準	配備	第1号 配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要とき ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるとき ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要とき 	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制	第2号 配備	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げるための対応が必要とき	所属人員全員を配備し、応急対策にあたる体制	特別配備	武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等</p> <p>2 職員の動員の実施 (1) 職員の動員体制 (略)</p> <p>【配備の種類及び発令基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>発令基準</th> <th>配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要とき ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき ③ 副市長が必要と認めるとき </td> <td>特定の部署においてあらかじめ定められた少数の人員を配備し主として情報収集、伝達にあたる体制</td> </tr> <tr> <td>第1号 配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要とき ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるとき ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要とき </td> <td>各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号 配備</td> <td>市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げるための対応が必要とき</td> <td>所属人員全員を配備し、応急対策にあたる体制</td> </tr> <tr> <td>特別配備</td> <td>武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき</td> <td>部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	発令基準	配備	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要とき ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき ③ 副市長が必要と認めるとき 	特定の部署においてあらかじめ定められた少数の人員を配備し主として情報収集、伝達にあたる体制	第1号 配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要とき ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるとき ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要とき 	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制	第2号 配備	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げるための対応が必要とき	所属人員全員を配備し、応急対策にあたる体制	特別配備	武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制	<p>市地域防災計画 地震対策計画編 77P</p>
配備体制	発令基準	配備																												
第1号 配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要とき ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるとき ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要とき 	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制																												
第2号 配備	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げるための対応が必要とき	所属人員全員を配備し、応急対策にあたる体制																												
特別配備	武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制																												
配備体制	発令基準	配備																												
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入手し対応が必要とき ② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき ③ 副市長が必要と認めるとき 	特定の部署においてあらかじめ定められた少数の人員を配備し主として情報収集、伝達にあたる体制																												
第1号 配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要とき ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるとき ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要とき 	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制																												
第2号 配備	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げるための対応が必要とき	所属人員全員を配備し、応急対策にあたる体制																												
特別配備	武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき	部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編成などその都度指令する体制																												

頁	修正前	修正後	根拠
88	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 住民の避難</p> <p>4 避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(2) 事態の類型に応じた留意事項 ウ 着上陸侵攻の場合 (略)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 住民の避難</p> <p>4 避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(2) 事態の類型に応じた留意事項 ウ 着上陸侵攻の場合 (略)</p> <p>エ 航空攻撃の場合 <u>急襲的に航空攻撃が行われる場合には、攻撃の目標地を限定せず、広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取ることとします。</u></p> <p>オ 武力攻撃原子力災害の場合 <u>(7) 市長は、県対策本部及び国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととします。</u> <u>(4) 事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示します。</u> <u>(9) 屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意することとします。</u></p> <p>カ NBC攻撃の場合 <u>市長は、消防機関及び県警察等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずることとします。</u></p>	<p>根拠 県国民保護計画の修正 117P (平成28年8月24日修正) 武力攻撃原子力災害時等の避難に係る事項の追加</p>

頁	修正前	修正後	根拠								
88	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 住民の避難</p> <p>4 避難にあたって留意すべき事項 (2) 事態の類型に応じた留意事項 (略)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 住民の避難</p> <p>4 避難にあたって留意すべき事項 (2) 事態の類型に応じた留意事項 (略)</p> <p>【NBC攻撃における避難の留意点】</p> <table border="1" data-bbox="454 448 1181 1187"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 1019 502 1187">攻撃の種類</th> <th data-bbox="454 448 502 1019">留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 1019 877 1187">核攻撃等</td> <td data-bbox="502 448 877 1019"> <p>①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を示 <p>②放射性落下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きと異なるべく垂直方向に避難 <p>③ダミーボムによる攻撃の場合</p> <p>攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="877 1019 1037 1187">生物剤による攻撃</td> <td data-bbox="877 448 1037 1019"> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・トヨや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 1019 1181 1187">化学剤による攻撃</td> <td data-bbox="1037 448 1181 1019"> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難 </td> </tr> </tbody> </table>	攻撃の種類	留意点	核攻撃等	<p>①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を示 <p>②放射性落下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きと異なるべく垂直方向に避難 <p>③ダミーボムによる攻撃の場合</p> <p>攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</p>	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・トヨや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療 	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難 	<p>県国民保護計画 118P</p>
攻撃の種類	留意点										
核攻撃等	<p>①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を示 <p>②放射性落下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きと異なるべく垂直方向に避難 <p>③ダミーボムによる攻撃の場合</p> <p>攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</p>										
生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・トヨや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療 										
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難 										

頁	修正前	修正後	概 視
92	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第1節 救援の実施 (2) 救援の実施及び補助</p> <p>【救援の程度及び基準】 費用の限度額 ・長期避難住宅 1 設置費 (2) 限度額 1戸当たり 2,660,000円以内</p> <p>・応急仮設住宅の設置 2 限度額 1戸当たり 2,660,000円以内</p> <p>・炊き出しその他による食品の給与 1人1日当たり 1,110円以内</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第1節 救援の実施 (2) 救援の実施及び補助</p> <p>【救援の程度及び基準】 費用の限度額 ・長期避難住宅 1 設置費 (2) 限度額 1戸当たり 2,652,000円以内</p> <p>・応急仮設住宅の設置 2 限度額 1戸当たり 2,652,000円以内</p> <p>・炊き出しその他による食品の給与 1人1日当たり 1,130円以内</p>	<p>平成29年3月31日 付府政防第316号 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部改正について(通知)」による</p>
93	<p>・被服・寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 3人世帯 冬季 55,000円 4人世帯 冬季 64,300円 5人世帯 夏季 53,000円、冬季 80,900円</p>	<p>・被服・寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 3人世帯 冬季 54,900円 4人世帯 冬季 64,200円 5人世帯 夏季 52,900円、冬季 80,800円</p>	
94	<p>・埋葬及び火葬 1体当たり 大人 210,400円以内 小人 168,300円以内</p>	<p>・埋葬及び火葬 1体当たり 大人 210,200円以内 小人 168,100円以内</p>	
95	<p>・武力攻撃災害を受けた住宅の応急処理 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 576,000円以内</p> <p>・学用品の給与 1人当たり 小学校児童 4,300円 中学生徒 4,600円 高等学校生徒 5,000円</p> <p>・障害物の除去 1世帯当たり 134,800円以内</p>	<p>・武力攻撃災害を受けた住宅の応急処理 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内</p> <p>・学用品の給与 1人当たり 小学校児童 4,400円 中学生徒 4,700円 高等学校生徒 5,100円</p> <p>・障害物の除去 1世帯当たり 135,100円以内</p>	

頁	修正前	修正後	根拠
99	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第2節 救援の実施方法</p> <p>1 収容施設の供与 (1) 避難所 ア (略)</p> <p>イ 避難所の運営 (ウ) 避難所の運営については、別に定める「川西市避難所管理運営マニュアル」に基づき迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て、要配慮者に配慮しつつ円滑な運営に努めます。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(ウ) 避難所全体の管理及び運営は、避難部が行います。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第2節 救援の実施方法</p> <p>1 収容施設の供与 (1) 避難所 ア (略)</p> <p>イ 避難所の運営 (ウ) 避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営マニュアル」に基づき避難所運営マニュアルにより、迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て、要配慮者に配慮しつつ円滑な運営に努めます。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(ウ) 避難所全体の管理及び運営は、地区対策総括部が行います。</p> <p>ウ 福祉避難所 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であつて、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置します。</p>	<p>川西市避難所運営ガイドラインの策定による修正</p> <p>平成29年度の機構改革による変更</p> <p>県国民保護計画126P</p>
109	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第2節 救援の実施方法</p> <p>9 学用品の給与 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校児童及び高等学校等生徒に対して学用品を給与します。</p> <p>給与にあたっては、被害の実情に応じて、学校長に報告を求め、学校別、学年別に教材・学用品等の必要数量を速やかに把握し、県に報告するとともに、その指示に基づき調達し、各校に配分することとします。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 救援 第2節 救援の実施方法</p> <p>9 学用品の給与 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与します。</p> <p>給与にあたっては、被害の実情に応じて、学校長に報告を求め、学校別、学年別に教材・学用品等の必要数量を速やかに把握し、県に報告するとともに、その指示に基づき調達し、各校に配分することとします。</p>	<p>県国民保護計画の修正 138P (平成28年8月24日修正)</p>

頁	修正前	修正後	根拠
132	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第8章 武力攻撃災害への対処 第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃災害への対処(法 106)</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、区域を所轄する消防機関に連絡します。</p> <p>イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者、指定行政機関等ととともに、その旨を以下に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報します。</p> <p>(7) 実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣 (4) 試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合には、文部科学大臣及び国土交通大臣</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第8章 武力攻撃災害への対処 第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃災害への対処(法 106)</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣、知事から通知を受けたときは、区域を所轄する消防機関に連絡します。</p> <p>イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣、県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者、その旨を確認するとともに、その旨を知事及びこれらの大臣等に通報します。</p> <p>(7) (削除) (4) (削除) (略)</p>	<p>根拠 県国民保護計画 159P</p>

頁	修正前	修正後	根拠																																								
140	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 被災情報の収集・報告及び情報提供</p> <p>4 被災状況等の調査</p> <table border="1" data-bbox="367 448 1037 1187"> <thead> <tr> <th>担当部等</th> <th>調査事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策部</td> <td>・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害 ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎）</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）</td> </tr> <tr> <td>避難部・物資部</td> <td>・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・環境衛生施設の被害</td> </tr> <tr> <td>土木・住宅技術部</td> <td>・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設等の被害 ・公共建築物等の被害</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>・上下水道施設の被害</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・消防関係の被害（火災・救急・救助）</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>・各部所管の施設等の被害</td> </tr> </tbody> </table>	担当部等	調査事項等	対策部	・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害 ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎）	福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）	避難部・物資部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）	環境部	・環境衛生施設の被害	土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設等の被害 ・公共建築物等の被害	上下水道部	・上下水道施設の被害	消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）	教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）	各部共通	・各部所管の施設等の被害	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 被災情報の収集・報告及び情報提供</p> <p>4 被災状況等の調査</p> <table border="1" data-bbox="351 448 1037 1187"> <thead> <tr> <th>担当部等</th> <th>調査事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策部</td> <td>・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害 ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎）</td> </tr> <tr> <td>地区対策総括部</td> <td>・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・環境衛生施設の被害</td> </tr> <tr> <td>土木・住宅技術部</td> <td>・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設等の被害 ・公共建築物等の被害</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>・上下水道施設の被害</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・消防関係の被害（火災・救急・救助）</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>・各部所管の施設等の被害</td> </tr> </tbody> </table>	担当部等	調査事項等	対策部	・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害 ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎）	地区対策総括部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）	福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）	環境部	・環境衛生施設の被害	土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設等の被害 ・公共建築物等の被害	上下水道部	・上下水道施設の被害	消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）	教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）	各部共通	・各部所管の施設等の被害	<p>平成29年度の機構改革による変更</p>
担当部等	調査事項等																																										
対策部	・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害 ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎）																																										
福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）																																										
避難部・物資部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）																																										
環境部	・環境衛生施設の被害																																										
土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設等の被害 ・公共建築物等の被害																																										
上下水道部	・上下水道施設の被害																																										
消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）																																										
教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）																																										
各部共通	・各部所管の施設等の被害																																										
担当部等	調査事項等																																										
対策部	・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害 ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎）																																										
地区対策総括部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）																																										
福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）																																										
環境部	・環境衛生施設の被害																																										
土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設等の被害 ・公共建築物等の被害																																										
上下水道部	・上下水道施設の被害																																										
消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）																																										
教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）																																										
各部共通	・各部所管の施設等の被害																																										
153	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理 ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理 ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官庁廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。</p>	<p>指針の改定とともに、平成17年省廃棄物対策指針と統合されたため。</p>																																								

頁	修正前	修正後	根拠
156	<p>第11章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(1) 被災児童生徒等に対する教育 市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧と連携し、適切な措置を講じます。</p>	<p>第11章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(1) 被災児童生徒等に対する教育 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。</p>	<p>県民保護計画の修正 138P (平成28年8月24日修正)</p>
167	<p>資料編 (新規)</p>	<p>資料編 川西市災害対策本部設置要綱を追加 要綱については別紙2のとおり</p>	<p>職員の配備体制の根拠資料を資料編の冒頭に追加</p>
168	<p>資料編 さ行 (新規)</p>	<p>資料編 さ行 【災害医療コーディネーター】 災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が兵庫県知事に委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。</p>	<p>関係機関の意見に基づき修正</p>
170	<p>資料編 た行 (新規)</p>	<p>資料編 た行 【D.P.A.T】 自然災害や航空機事故などの大規模災害等の後に被災者や支援者に対して、被災地域の都道府県の支援要請により、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術・能力を有する災害派遣精神医療チーム。</p>	<p>用語の追加</p>

頁	修正前	修正後	根拠
170	資料編 た行 (新規)	資料編 た行 【DMATJ】 災害拠点病院において、国のDMATJ養成研修を受けた者でチームを作り、災害の急性期（概ね4～8時間以内）に機動的に活動し、病院支援、域内搬送、現場活動、広域医療搬送等の活動を行う災害派遣医療チーム。	用語の追加
173	資料編 関係機関連絡先 【指定（地方）公共機関等】	関係機関連絡先 【指定（地方）公共機関等】	関係機関の意見に基づく修正

機関名	所在地	電話・FAX
独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0163 川西市一庫字唐松4-1	TEL 072-794-6671 FAX 072-794-0590
関西電力関西中部 宝塚技術センター	665-0833 宝塚市鶴の荘3番20号	TEL 0800-777-8043 FAX 0797-85-0401
大阪ガス輸送管事業部 兵庫管部 設備改善チーム	650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目5-8	TEL 078-303-7759 FAX 078-303-7757

機関名	所在地	電話・FAX
独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0163 川西市一庫字唐松4-1	TEL 072-794-6671 FAX 072-794-0590
関西電力株式会社 設備事業部	660-0805 尼崎市西長瀬2丁目3番60号	TEL 0800-777-8043 FAX 078-224-0050
大阪ガス輸送管事業部 兵庫管部 設備改善チーム	650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目5-3	TEL 078-303-7759 FAX 078-303-7757